

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成27年8月7日

石川県監査委員 宮下正博  
同 谷内律夫  
同 浜田孝代  
同 岡部朋代

(別紙)

産政第655号  
平成27年7月13日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成27年6月30日付け石監査第150号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	大阪事務所	指摘のあった収入事務につきましては、法令等を遵守することはもとより、職員相互のチェックに万全を期するよう、改めて全職員に徹底しました。今後はこのようなことがないよう十分注意し、適正な事務処理に努めます。